

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新銀行告示」という。）

）第四条第一項、第五項及び第六項並びに第七条第一項、第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新銀行告示第五条において読み替えて準用する新銀行告示第四条第一項及び第五項並びに新銀行告示第五条において準用する新銀行告示第四条第六項並びに新銀行告示第八条において準用する新銀行告示第七

条第一項並びに新銀行告示第八条において読み替えて準用する新銀行告示第七条第六項並びに新銀行告示第八条において準用する新銀行告示第七条第七項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

3 新銀行告示第六条第二項第十二号及び第十三号並びに第三項並びに第九条第一項第十二号及び第十三号並びに第二項の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信金告示」という。）第七条第一項、第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新信金告示第八条第二項において読み替えて準用する新信金告示第七条第一項及び第五項並びに新信金告示第八条第二項において準用する新信金告示第七条第六項の規定は、適用日以後に終了する半期（四月から九月までの半期をいう。以下この項において同じ。）に係る事項について適用し、適用日前に終了した半期に係る事項については、なお従前の例による。

3 新信金告示第九条第二項第十二号及び第十三号の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（以下「新最終指定親会社告示」という。）第三条第一項、第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面（新最終指定親会社告示第三条第一項に規定する自己資本の充実の状況を記載した書面をいう。以下同じ。）について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面に

については、なお従前の例による。

2 新最終指定親会社告示第四条において読み替えて準用する新最終指定親会社告示第三条第一項及び第六項並びに新最終指定親会社告示第四条において準用する新最終指定親会社告示第三条第七項の規定は、適用日以後に終了する中間事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面については、なお従前の例による。

3 新最終指定親会社告示第五条第一項第十二号及び第十三号並びに第二項の規定は、適用日以後に終了する最終指定親会社四半期（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下同じ。）に係る事項について適用し、適用日前に終了した最終指定親会社四半期に係る事項については、なお従前の例による。